

[別紙1] **鳥取県農業近代化資金利子補給金の事務手続きについて**

1. 利子補給承認申請

○利子補給承認申請は、農業近代化資金等電算処理システムに入力、または各総合事務所に郵送又は持参してください。

2. 利子補給承認通知（利子補給申請から原則30日以内）

3. 事業開始 → 貸付実行報告（貸付日の属する月末まで）

○貸付実行報告は、農業近代化資金等電算処理システムに入力、または各総合事務所に郵送又は持参してください。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 → 完了届提出（貸付から原則6カ月以内）

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

完了届を各総合事務所に郵送又は持参してください。

**5. 交付申請及び実績報告書提出
（上期7月31日、下期1月31日まで）**

対象期間：上期 1月1日から6月30日、下期 7月1日から12月31日

◎補助金の支払い

提出書類：農業近代化資金利子補給額計算書（様式第13号）
農業近代化資金利子補給金請求書（様式第14号）

資料提出・問い合わせ先 農林水産部・経営支援課
鳥取県鳥取市東町1-220
0857-26-7260 keieishien@pref.tottori.lg.jp